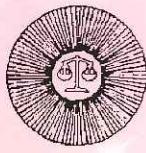


ひまわり

熊本県弁護士会会報
95号・96号合併号



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

H I M A W A R I

賃 金 未 払 い





「未払賃金」について

労働・貧困及び自殺防止プロジェクトチーム委員会委員
弁護士 久保田紗和

「サービス残業」という言葉に代表されるように、セクハラやパワハラと並び、残業代等の未払いという問題は、みんなの周りでももっとも身近な労働問題の一つとしてあると思われます。

労働基準法上、労働時間は原則として1日に8時間以内、1週間に40時間以内と定められており、上記労働基準法上の労働時間を超える場合には、時間外労働として扱われ、所定賃金に一定割合（通常の残業であれば25%）の金額を加算した賃金を受け取ることができます。

また、労働基準法上、週1回以上の休日を与えることにはならないとされています。この最低週1回の休日のことを法定休日といい、法定休日に労働した場合の割増率は35%です。法定休日以外の休日を法定外休日といい、前記時間外労働に該当する場合には25%の割増賃金が得られます。

これら賃金の未払いが発生している場合、未払い額を計算して使用者に請求することになりますが、残業の有無や残業時間の長さで使用者との間に紛争が生じ、裁判等に発展することもあるため、時間外労働を基礎付ける資料・証拠が重要となります。タイムカードが設置されており、それが適正に打刻されている場合にはタイムカードの写し等は決定的な証拠となるでしょう。しかし、タイムカード

がない場合、あるいはタイムカードがあっても適正に打刻されていない場合等には立証に困難が生じます。その場合でも、本人が書き留めたメモ等が証拠になる場合もありますので、始業時間と終業の時間、残業時間で行った業務内容等をきちんと書き留めておくことをお勧めします。また、残業の申請書や出勤簿、シフト表が証拠となりえますし、割増賃金の基礎となる所定賃金を示す資料として労働契約書、就業規則・賃金規定、給与明細書等も確保しておくことが必要です。

なお、会社を辞めるのと同時に未払賃金を請求される方もいらっしゃいますが、未払賃金も賃金請求権として2年の時効にかかるため、早急に請求することが必要です。

また、現在は、職種等によって変形労働制などがとられており、必ずしも上記が当てはまらないため計算が複雑になる場合もありますし、どのような手段で未払賃金を請求するのかということも検討する必要がありますので、出来るだけ早急に専門家にご相談されることをお勧めします。



ブラック企業について

労働・貧困及び自殺防止プロジェクトチーム委員会 委員 福永 紗織

正社員として働きたいという若者の希望に沿うて、若者を大量に採用し、過重労働・違法労働を強いて若者を使い潰す、「ブラック企業」が社会問題化しています。

ブラック企業から身を守るために、応募の段階では、企業の離職率を調べ、雇用条件を確認することが大切です。固定残業制、年俸制、管理監督者制、裁量労働制、事業外みなし労働制は、違法に低賃金・長時間労働を強いるために使われることがあります。ブラック企業に就職してしまったら、労働時間やパワハラについて、手書きでメモをしておくとよいでしょう。心身が壊れる前に退職しようとすると、損害賠償請求をすると脅されるケースもありますが、企業側の請求が認められることはほとんどありませんし、労働者には退職する自由があります。

ご自身の労働条件・環境について何かおかしいと感じたら、弁護士や労働組合、行政による相談窓口にご相談下さい。



離婚を巡る最近の情勢

弁護士 阿部 広美

2013年1月に家事事件手続法(新法)が施行され、離婚調停や子どもの養育などをめぐる審判事件の手続が一新されました。

家事事件手続法の施行に伴い、これまでの家事審判法では不十分だった手続規定が整備されるとともに、当事者の手続保障や、子どもの手続への主体的参加が制度として保障されるようになりました。

具体的には、例えば離婚調停の申立書などが調停を申し立てられた当事者(相手方)に送付され、調停の前に、調停を申し立てた当事者(申立人)の言い分がある程度分かるようになりました。

また、調停や審判の記録について、新法施行前は、家庭裁判所の裁量に任されていた記録の閲覧や謄写についても、当事者については原則認められるようになりましたし、審問といって審判官(裁判官)が当事者の話を聞く手続においても、原則相手方当事者の立ち会いが認められるようになりました。

このように当事者の手続が保障されるようになったのは、家事審判とはいえ、その結果に当事者が大きな利害関係を持つ以上、争点となる事項について、どのような資料を基に判断されるのかということにつき、当事者双方が十分に認識した上で判断がなされるべきだという考えに基づきます。

さらに、新法では、離婚調停や子どもの親権者

の変更、監護者の指定など、子どもの監護や養育に関する事項を決める事件では、これまで「かやの外」におかれてきた子どもにも、主体的に手続への関与を認めるようになりました。

そのために、家庭裁判所は、申し立てまたは職権で子どもの手続代理人を選任することができるようになりました。

子どもの手続代理人には弁護士が選任されますが、家庭裁判所の調査官とは異なり、子どもの立場に立って、子どもと頻繁に面会する等して子どもの気持ちをくみ取り、子どもの代弁者として子どもが主体的に手続に関与することを支援します。

新法の施行から1年以上が経過し、当事者の手続保障が確保されるようになった反面、DV等の被害者であっても、審問の際に加害者である夫(妻)との同席を求められる場合があるなど、その安全の確保には課題もあります。

子どもの手続参加については、未だその手続が実効的に利用されているとは言い難い状況です。

新法を活用し、安心して調停や審判に臨むために、専門家である弁護士の援助は心強いものであり、何よりも有効です。

一人で悩まず、早めに弁護士にご相談いただくことが、満足できる解決への第一歩かも知れません。

HIMAWARI
3



弁護士会ADRについて

紛争解決センター運営委員会 委員長 松林 清文

紛争解決センターが運営している弁護士会ADRをご存知でしょうか。ADRとは裁判外紛争解決手続であり、弁護士会ADRは調整型の民間ADR機関として、弁護士が「あっせん人」となって、当事者間での自主的・主体的な解決、すなわち、和解による解決を援助促進することを目的としています。

弁護士会ADRの特徴は、法律の専門家である弁護士があっせん人となることで、判決等による解決に準じた「法適用による一般的な公平公正の理念に基づく解決」の方向性を意識しつつ、紛争の実情に即した「より柔軟で、具体的妥当な解決」を探求する点にあります。「当事者間で話し合いの余地はあるのに、法的解決への糸口がつかめないところで、あっせん人の助言を得ながら和解を目指す。」という事案と親和性が高い手続であるといえます。

弁護士会ADRの利用をご検討頂ければ幸いです。



インターネットでの被害

消費者問題対策委員会委員
弁護士 平島 有希

総務省が発表した「平成25年通信利用動向調査の結果」によれば、平成25年の1年間にインターネットを利用したことのある人は推計で1億44万人となり、人口普及率は82.8%に上っています。インターネットは、いまや、私たちの日常生活において、「いつでも、どこでも、だれとでも」利用できる生活ツールとして欠かすことのできないものです。

このような状況に伴い、「インターネットでの被害」に関する法律相談も増加傾向にあります。しかし、「インターネットでの被害」と一口にいっても、その被害態様は様々です。そこで、今回は、「インターネットでの被害」のうち、(1)誹謗中傷事例、(2)不当請求事例をご紹介します。

(1) 誹謗中傷事例

ホームページや掲示板に自分の「悪口」が掲載されている場合です。

この場合、被害者としては、①掲載掲示の削除を求める事、②損害賠償請求をすること、③犯罪として被害を届け出ることが考えられます。

問題は、請求の相手方である管理者が匿名で、どこの誰なのかを特定できない場合です。この匿名性こそインターネットでの被害の特性といえます。

この点、被害者は、プロバイダ等に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づいて、一定の要件の下に管理者を特定する

情報の開示を請求することができます。

しかし、掲載された「悪口」が名誉棄損等に該当し違法なものかについては法的な判断が要求されるところです。また、発信者情報の開示請求や損害賠償請求等の法的手続きをあたっても法的アドバイスが必要となります。

したがって、被害に遭われた場合には、証拠となるホームページや掲示板を保存した上、弁護士にご相談されることをお勧めいたします。

(2) 不当請求事例

ホームページ上のリンクをクリックしたところ、高額な料金請求がされた場合です。

この場合、契約の成否や契約の有効性が問題となります。つまり、そもそも契約が成立していないこと、契約が成立しているとしても錯誤による無効（民法95条）や、消費者契約法に基づく取り消しを主張することができる場合があります。また、電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律は、電子消費者契約における錯誤無効と電子契約の成立時期について民法の特例を設けています。そこで、契約の成否や契約の有効性の判断にあたっては、原則と例外を踏まえた法的判断が必要となります。

したがって、被害に遭われた場合には、相手方に請求されるままに慌てて料金を支払うことなく、まずは弁護士にご相談ください。



ハーグ条約について

弁護士 丸住 朋枝

ハーグ条約は、正式には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」という少し難しい名前の条約です。日本でもこの条約が締結され、今年4月1日に発効しました。

具体的にはどのような内容かというと、子どもが国境を越えて不法に連れ去られた場合、子どもを元の住んでいた国へ返還することや、親子の面会交流の機会を得られるよう締結国が支援することが定められています。

反対に、外国で暮らす子どもを離婚に伴って日本に連れ帰った場合には刑事案件になることもあります、原則として子どもは元の国に戻さなければなりません。

ただ、ハーグ条約がすべての子どもの連れ去りに適用されるわけではありません。

今年4月1日以前の子の連れ去りについて、面会交流の援助の要請はできますが、ハーグ条約に基づく子どもの返還を求めるることはできません。他にもハーグ条約が適用されない場合があります。

ハーグ条約の注意点や申請手続など、ご不明な点はまず弁護士にご相談下さい。



交通事故(物損事故)に関する問題について

弁護士 福田 誠也

自動車は、私達の日常生活における移動手段として欠かせないものになっていると思います。

ところで、警察庁の統計によれば、全国における平成25年度の交通事故の発生件数は62万9021件あり、また、熊本県警察の統計によれば、熊本県における平成25年度の交通事故の発生件数は8732件と、交通事故は私達の日常生活に必ずしも縁遠いものとはいえません。

したがって、不幸にも交通事故が起こった場合にどのような対処をすればよいのかという知識は身に着けておいたほうがよいかと思います。

交通事故は、事故によって人が死亡又は負傷した場合を人身事故、事故によって人が死亡又は負傷することなく自動車などの器物だけが損傷した場合を物損事故といい、二種類に分類されますが、今回は、物損事故に関する問題について簡単にお話ししたいと思います。

まず、物損事故については、事故の発生及びその態様について、主に①警察で作成された交通事故証明書及び物件事故報告書、②自動車の損傷状況を撮影した写真、③自動車の破片の散乱状況やスリップ痕など事故現場を撮影した写真、並びに④当事者及び目撃者の証言などで証明するが多く、特に①から③までがこれらを客観的に証明する

重要な証拠になると思います。

しかし、人の死亡や負傷を伴わない物損事故については、自動車の損傷が比較的小さいことが多く、事故現場にスリップ痕や自動車の破片もほとんど残っていないこともあります。

そのため、交通事故証明書及び物件事故報告書は、事故の発生及びその態様を客観的に証明する極めて重要な証拠になりますが、これらの書類は警察に交通事故の報告をしないと作成されません。

人身事故か物損事故かに関わらず、交通事故の当事者は、警察に交通事故の報告をすることが義務付けられています。

しかし、軽微な物損事故について、手続きが面倒であるなどの理由から、警察に交通事故の報告をせず、後日話合いで解決するということを時折耳にすることがあります。

仮に、当事者による話合いで解決できなかった場合は、交通事故証明書及び物件事故報告書がないために事故の発生及びその態様を証明できず、涙を呑んで不利な条件を受け入れなければならぬことがあります。

したがって、軽微な物損事故であっても、速やかに警察に交通事故の報告をすべきでしょう。



適格消費者団体とは

弁護士 岡井 将洋

5月、中途退校者の授業料返還に応じない契約条項を違法として、某予備校に契約条項の使用差し止め等を命じた判決が確定しました。この裁判は、適格消費者団体が提起した裁判でした。

適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を行使することができる消費者団体として総理大臣に認定された団体です。消費者に被害を与える行為や契約を是正させることができます。

また、昨年、消費者の集団的な財産的被害を回復するために、適格消費者団体のうち更に特別な認定を受けた団体が損害賠償請求をする仕組みも新たに法律で定められました。

適格消費者団体は、消費者被害の防止や救済のために、今後重要な役割を果たします。

熊本でも、「NPO法人消費者支援ネット熊本」という団体が、現在、認定を受けるため申請中で、平成26年中にも認定がされる見通しです。

熊本の消費者被害救済のため、重要な役割を果たしてくれることでしょう。



熊本県弁護士会法律相談センター

ご予約とお問い合わせ <096-325-0009>

受付時間:毎週月曜~金曜 9:00~17:00

法律相談センター運営委員会
大沼 雄佑

1 弁護士会が運営しているから【安心して】相談できる

最近では、様々な分野に弁護士が進出していますし、様々なメディアで法律事務所の広告を目にします。以前に比べれば、市民の皆様にもだいぶ弁護士を身近に感じていただけるようになっているかもしれません。

しかし、実際に法的トラブルに直面したとき、信頼して相談できる弁護士が身近にいる方となると、そう多くはいらっしゃらないようです。

知り合いに弁護士がいらっしゃらない方でも、安心して気軽に相談できる場所。それが、熊本県弁護士会が運営する「法律相談センター」です。

2 県内7ヶ所に相談センターがあるから 【身近な場所で】相談できる

気軽にご相談いただくためには、相談場所をできるかぎりご近所にするべきだ。そのような考え方から、熊本県弁護士会では、以下のとおり県内7ヶ所に「法律相談センター」を設け、担当弁護士との直接面談による法律相談を実施しています。

中心となる「熊本法律相談センター」は、アクセスを重視して、熊本市内の中心部である水道町交差点に面した加地ビル3階に設置しています。また、県内の裁判所管轄に合わせて設置された「天草法律相談センター」、「県南・八代法律相談センター」、「阿蘇法律相談センター」、「人吉・球磨法律相談センター」、「荒尾・玉名法律相談センター」、「山鹿・菊池法律相談センター」についても、ご利用いただきやすいように、できるかぎりアクセスの良い場所に設置しています。

各法律相談センターの所在地については、「法律相談センター」までお尋ねください。熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)でも確認できます。

なお、相談センターまでお越しいただくことが困難な高齢者の方、障害者の方には、出張法律相談制度もご利用いただけます。

3 無料法律相談なども実施しているから 【気軽に】相談できる

相談料は1回30分、5400円(税込み)です。もっとも、多重債務(サラ金やクレジットなど)の相談、交通事故の相談は無料ですし、遺言・相続問題についても初回相談は無料です。また、資力(経済力)について一定の要件を満たす方については、法テラスの民事法律扶助制度をご利用いただくことで、相談料が無料になります。

さらに、法律相談センターでは、毎月テーマを決めて分野別の無料法律相談を実施しています。本年度は、11月:女性に関する法律問題、12月:交通事故、1月:賃貸借トラブル、2月:離婚、3月:若者に関する法律問題についての無料法律相談を予定しています。今後の無料法律相談の情報は、熊本県弁護士会のホームページに掲載されますので是非ご確認ください。

4 法律問題のプロに【何でも】相談できる

弁護士は法律問題のプロフェッショナルですから、借金、離婚、相続、交通事故、不動産、労働問題、刑事事件などあらゆる法律問題について、解決・予防あらゆる観点から、適切なアドバイスをすることができます。

また、「法律相談センター」では、専門相談制度を設け、消費者被害事件、DV事件、労働事件、建築紛争事件、医療過誤事件、先物取引、証券取引被害事件、知的財産権関係事件、渉外事件、行政事件、高齢者・障害者に関する事件といった特定の専門分野に対応するための体制も整えています。

5 まずはお気軽にご連絡下さい

このように、弁護士会の「法律相談センター」は、市民の皆様に、【安心して】【身近な場所で】【気軽に】【何でも】、ご相談いただける場所です。

法的トラブルにお悩みの方は、弁護士会の「法律相談センター」(096-325-0009)にご連絡下さい。

なお、「法律相談センター」について、詳しい情報をお知りになりたい方は、是非、熊本県弁護士会のホームページ(<http://www.kumaben.or.jp>)もご確認下さい。

memo
一口メモ

自動車保険の弁護士費用等補償特約について

弁護士 西田 幸広

自動車保険に関する弁護士費用等補償特約とは、自動車に関する事故によって、被保険者が身体の障害を被った場合など被害者の立場になった場合に、相手方に対して法律上の損害賠償を請求するときに負担する弁護士費用・裁判費用・仲介斡旋費用などを担保する特約である。

刑事案件に関する弁護士費用については対象外であり、1回の対象事故につき、1被保険者当たり300万円が限度である。被保険者には、記名被保険者だけでなく、記名被保険者の配偶者・同居の親族・別居の未婚の子、被保険者自動車に搭乗中の者、被保険自動車の所有者も含まれるので、交通事故案件を受任した場合には同居の親族等の自動車保険についても、弁護士費用等補償特約の有無を確認することが望ましい。

なお、調査対象としたのは東京海上日動火災保険株式会社の弁護士費用等補償特約であり、他保険会社によつて多少の相違もありうるのでご注意いただきたい。



人吉市長 田中 信孝

人吉市では、平成21年8月に消費生活センターを開設し、市民の皆様の様々な消費生活相談を受けるとともに、消費者被害の未然防止のために、啓発活動を行っているところでございます。

県南に位置する人吉市は、清流球磨川や温泉などの豊かな自然に囲まれており、四季折々異なった風情が訪れた人の心を癒し、国宝青井阿蘇神社や城下町を始めとした相良700年の悠久の歴史とロマンを堪能することができます。

休日を利用し、人吉を散策してみませんか。皆様方のお越しをお待ちしております。



尚絅大学・尚絅大学短期大学部 学長 大羽 宏一

私の専門は主としてリスクマネジメントという学問領域ですが、もともと製造物責任法の研究者として研究活動を開始しています。損害保険会社の課長だった頃、1984年に上梓した『米国の製造物責任と懲罰賠償』(日本経済新聞社)が契機となりました。この概要は、米国に輸出するわが国の企業は厳しい製造物責任を課されることがあるので、十分注意をする必要があるというものでした。

その後、1994年にわが国においても製造物責任法が制定されたことで、わが国も米国やEUと同様な法律制度となったということができます。このような研究をしていることから、法曹関係の先生方には知遇を得ています。これからも宜しくご指導ください。



ちょっと一息



熊本県石油販売協同組合

理事長 三角 清一

弁護士記章(バッヂ)にはひまわりと天秤がデザインされています。正義・自由・公平・平等という弁護士のモットーを表していると聞きました。

私たち石油販売業者は世界経済のマネーチームで原油価格・為替が日々変動する関係で、毎週もしくは2・3日単位で石油元売・商社からメール・FAXで価格の通知があります。それから、各お店で販売価格を近くの競合店と格差が生じない様に表示しています。熊本県下に平成8年1480店舗ありましたガソリンスタンドは、現在750店舗(51%)になりました。そして、今日でも生き残りをかけたサバイバルゲームは進行しています。

このような厳しい経営環境のなか、更に公正取引委員会・消費者センターと言われるどちらかといえば消費者側の立場におられる様な役所の指導もあります。各弁護士の皆様には、一般消費者と国税の徴収等に少しはお役に立つて自負している石油販売業社存続の為、ご指導・助言等賜りますなら幸いに思います。



有限会社ウルトラハウス

代表取締役 白石 伸彦

第1回熊本城マラソン初完走、以来59歳からマラソンを始めた約3年、4回のフルマラソンと5回のハーフマラソンを完走しました。この話を同年代の知人にすると「絶対マラソンなんか走れない!」と返ってきます、しかし実は私も走るぞ!と心に決めるまでは全く同じようにその立場にいたんです。ちょっとした機会から橋を渡ってしまうと、あれ?何で走れないと決めつけていた自分が不思議でなりません。

先日は名前にひかれて五島列島での夕焼けマラソンにも参加、今では出張先でも旅先でも早朝のジョギングスローー景色を楽しんでいます!



ひきわり
HIMAWARI

会長挨拶

熊本県弁護士会会長
内田 光也



弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を果たすために、個別紛争の解決だけでなく、法律制度の改善やその他様々な活動も任務としています。熊本県弁護士会の会員は、人権擁護と社会正義の実現のため研鑽と努力を重ねています。

熊本県弁護士会は、平成26年9月時点では会員数250名（男性208名、女性42名）です。最近は、若手と女性の会員の増加が目立ちます。これらの会員の活力も加わり弁護士会の各種委員会活動も益々活性化していますし、様々な公益活動も活発に行っております。

熊本県弁護士会は、県民の皆様にとって「身近で頼り甲斐のある弁護士・弁護士会」を目指し、広報による発信力の強化とご相談やご依頼などに対し質の高い司法サービスを提供するための体制を強化しています。

広報関係では、弁護士と弁護士会をもっと身近に感じていただくために、テレビCM、新聞広告、ホームページの充実など多角的に周知のための取組を行っています。サービス提供体制としては、いかなる相談に対しても迅速で的確な対応ができるように会員の研修を強化しています。また、自治体その他の関係機関との連携による相談所の設置、法律相談センター、遺言相続センター、中小企業法律支援センター、ADR紛争解決センター、高齢者障がい者出張相談、顧問弁護士紹介、当番弁護士などの各種制度を設けています。費用面のご負担にも配慮し、分野によっては無料相談や、毎月テーマを設け無料相談も実施しています。このように様々な工夫を行い皆様からお気軽にご相談いただけるよう努力しているところです。

当会は、今後とも、弁護士がその使命を果たし皆様方のご期待に添えるよう努力して参りますので、引き続き、当弁護士会の活動にご理解とご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

編集後記

今年は、各地で風水害や火山災害など、自然が猛威を振るいました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。日本に限らず、世界中で異常気象や災害が頻発しています。予測できない天災と異なり、社会的トラブルは予防や早期対応が可能です。そのためにも弁護士が広く活用される社会になることを望んでいます。

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

2014年11月 熊本県弁護士会 広報委員会

(委員長)	塙田 直司			
(副委員長)	平野 誠司			
(委員)	板井 優	大久保俊吾	大村 豊	豊三
荻迫 光洋	河口 大輔	三藤 省三		
馬場 啓	松本 伸一			

熊本県弁護士会

〒860-0078 熊本市中央区京町1-13-11
TEL 096-325-0913 (代) FAX 096-325-0914
096-325-0009 (法律相談センター)
090-3661-3133 (当番弁護士)

ホームページアドレス <http://www.kumaben.or.jp/>

本誌に対する御意見・御感想をお寄せ下さい。

弁護士名一覧(五十音順)

史樹み久健弘博郎広史助子子夫一潤洋の輝吉公次幸好洋明恵敏憲	隆啓正一英希郎宏章輔卓司郎裕二希規司郎也織夫士花子慈才介郎朗香士	和康浩修真太彰啓信憲一俊雄有秀誠誠慎紗武素知祥大美洋智哲明悟	典哉樹邦文幸美壽徳寛一一郎二云織一充宏一将
直法美恭隆	吉公次幸好洋明恵敏憲	樹子紀令信	利立夏博昌寿裕永浩史秀康好照秀賢孝仁俊
島松村山嶋瀬	田村方口口口村	本場田	佳雅
中中中中中長成西西野野野野野	木	龍	内
西林井山	谷奈	田田村	澤村塚野野崎下長野の木本井田田見田村
賀藤東藤本木坂	本塚場田	口島田野岡田永西山田井木不木本木田	矢安ハ矢矢山山山山山山由吉吉吉吉吉吉
青青秋浅阿有飯池石石板板出伊伊稻稻井今岩上植内内江衛権遠大大大木岡岡緒荻奥奥興小鬼	木	猪	わ渡渡渡
島	島	木田野田岡崎永野原木本木住	辺邊邊
瀬山藤子子口津津邊永里島野田木武宗保田山城	島	田田野田岡崎永野原木本木住	美剛介
鹿片加金金河河川菊北北木清清國國久黒高古	島	田田野田岡崎永野原木本木住	弁護士法人リガル・プロ
剛隆修真輔明和わ浩明典誠士郎介治子和喜子美	正	田田野田岡崎永野原木本木住	リ大とさわ
明大和典ぎ将敏武	明	田田野田岡崎永野原木本木住	法律事務所に
み	大	田田野田岡崎永野原木本木住	坂
慎	友	田田野田岡崎永野原木本木住	は法律事務所に
鷹	大洋之洋	田田野田岡崎永野原木本木住	一務事務所に
瀬	晃	田田野田岡崎永野原木本木住	法律事務所に
山	井	田田野田岡崎永野原木本木住	坂
藤	井	田田野田岡崎永野原木本木住	は観
子	井	田田野田岡崎永野原木本木住	ひア
津	井	田田野田岡崎永野原木本木住	零水谷法律事務所
瀬	井	田田野田岡崎永野原木本木住	天神
山	井	田田野田岡崎永野原木本木住	会計事務所
藤	井	田田野田岡崎永野原木本木住	合
子	井	田田野田岡崎永野原木本木住	天
津	井	田田野田岡崎永野原木本木住	神

平成26年11月10日現在

●表紙イラスト説明●

働いた分の給料がもらえなかったり残業代が払われなかったり、それらを請求しても無視されたりしてお困りの方はいませんか？ 給料、賃金の未払いは労働基準法違反で、支払われるべき賃金の支払いなどを会社に対して求める事ができます。一度法律の専門家、弁護士に相談してみてはいかがでしょうか。

イラストレーター 坂本浩一（56歳）

熊本県弁護士会法律相談センター

〒860-0844

熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階
TEL 096-325-0009
FAX 096-355-9333

